

委員会提出議案第 3 号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

平成 21 年 6 月 19 日

提出者 行政改革特別委員会

委員長 杉 原 憲 靖

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和 62 年三朝町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（協議又は調整を行うための場） 第 119 条 法第 100 条第 12 項<u>の規定</u>により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次のとおり設ける。 （1） 略 （2） <u>総務教育常任委員会協議会</u> （3） <u>産業民生常任委員会協議会</u> 2 ～ 4 略	（協議又は調整を行うための場） 第 119 条 法第 100 条第 12 項<u>に規定</u>により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次のとおり設ける。 （1） 略 （2） <u>総務常任委員会協議会</u> （3） <u>産業建設常任委員会協議会</u> <u>（4） 教育民生常任委員会協議会</u> 2 ～ 4 略

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 18 日から施行する。